

III 各論

1 目指す学習者像実現のための 重点政策

1 目指す学習者像実現のための重点政策

① 変化の激しい社会に対応できる 資質・能力の育成

趣旨

発達段階や個性、興味関心に応じた一人一人の主体的な学びを通じて、知識・技能等の認知能力と学びに向かう力等の非認知能力を相互に強化しながら身に付ける。

取り巻く環境

前提・背景等

- ・現行の学習指導要領では、子どもたちに必要とされる資質・能力の3つの柱（「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）が示され、これらを育むために、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を行うことの重要性が示されました。
- ・3つの柱のうちの「学びに向かう力、人間性等」に関連して、学力等の数値で計測できる能力（認知能力）のみならず、非認知能力の育成の重要性にも注目が集まりつつあります。群馬県では、令和5年(2023年)5月・6月に、県内の全ての高等学校（79校）で、OECDの社会情動的スキルに関する調査（SSES）に日本で初めて参加しました。調査結果は令和6年度(2024年度)に公開される予定です。

・急激に変化する社会の状況や、児童生徒の多様化を踏まえ、日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上を目指す理念の下、未来に向けて自らが社会の担い手となり、持続可能な社会を維持・発展させる人材の育成、具体的には、主体性、リーダーシップ、想像力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワーク等を備えた人材の育成が求められています。

計画策定期点（令和5年度(2023年度)）の取組

- ・幼児期の教育について、「育てたい子どもの姿」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を示すとともに、取組の方向や方策を示した「就学前のぐんまのこども はぐくみプラン」を幼稚園、保育所、認定こども園に配付し、質の高い保育・教育の実践に向けた取組を推進しています。
- ・小中学校等では、指導資料「はばたく群馬の指導プランⅡ」を全小中学校教職員に配付し、各教科等における「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業づくりの基本を示しています。また、1人1台端末導入に伴い、「はばたく群馬の指導プランⅡ ICT活用 Version」を県教育委員会のWebページに掲載し、随時更新しています。
- ・高等学校段階では、「県立学校教育指導の重点」において、教科ごとに授業改善の視点を示しています。特に「総合的な探究の時間」において、STEAM教育の考え方を取り入れ、生徒が教科横断的に課題の解決に向けた学びを深められるように取り組んでいます。
- ・非認知能力の評価・育成について、群馬県では、令和5年度(2023年度)から専門家委員会を設置し、検討を開始しました。また、指定校6校において、令和6年度(2024年度)からの実践研究に向けた準備・研修を進めています。
- ・高等学校等においては、「スクール・ポリシー」に基づき、育成を目指す資質・能力を明確化・具体化して生徒の受入れや教育課程の編成・実施を行い、体系的な取組を進めています。

主なテーマ

(1) 自ら学びをつくる力の育成

個別最適な学びと協働的な学びの一体的推進により、各教科への理解を深め、自分自身の興味関心に応じた学びの基盤とします。

具体的な施策

[遊びを通して主体性を育む幼児期にふさわしい教育の推進]

- ・自発的な活動としての「遊び」を生み出すために、必要な環境を整え、幼児期の特性を踏まえた指導を積み重ねていくことで、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を育んでいきます。
- ・遊びを通して、頭や心、体も動かし、主体的に様々な対象と直接かかわりながら、総合的に学びます。遊びを通した好奇心や幼児同士のコミュニケーション等を大切にし、「感じる」「考える」「気付く」「表現する」などの感覚を広げ、深めていくことで、小学校以降の資質・能力へつなげていきます。
- ・幼児の興味・関心に応じた環境の構成のもとで、幼児たちは遊びから直接的・具体的な体験をします。そのような「遊びを通した学び」を大切にすることで、幼児の主体的な力が発揮され、小学校以降につながる非認知能力を育んでいきます。

[「わかる喜び」「できる喜び」「学ぶ喜び」を実感できる教育の推進]

- ・学校における学びの中心である授業において、各教科等で育成する資質・能力を明確にし、各教科等の本質に迫る授業を実践することで、児童生徒一人一人の学ぶ意欲を高めるとともに、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、それらを活用しながら課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を育みます。
- ・小中学校等において、各教科等の授業改善についてモデル校を中心に研究し、その好事例等を周知していきます。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するための校内研修の充実を図ります。

[エージェンシーを発揮するための学びの推進]

- ・「エージェンシーを発揮するための学びを推進するためのリーフレット（令和5年(2023年)県教委発行）」を活用し、児童生徒が主体となるエージェンシーを育むための授業の実現に向けた視点やポイントを各学校に周知します。
- ・高等学校において、エージェンシーを重視し、「自ら考え、判断し、行動できる生徒」を育成することを目的に、SAH（Student Agency HighSchool）事業を実施します。
- ・SAH指定校では、生徒が主体となった学校行事の運営や、生徒による主体的な進路実現に向けて、エージェンシーの向上のための取組を検討していきます。

[探究的な学習の充実]

- ・「総合的な学習の時間で児童生徒も教師も楽しく探究！」（令和4年(2022年)県教委発行）」を踏まえ、STEAM教育の要素を取り入れながら、単元の課題が児童生徒にとって自分事となり、児童生徒の思いを形にする学習過程を重視した総合的な学習の時間を推進します。
- ・高等学校等における「総合的な探究の時間」では、STEAMの手法を用いて、生徒が実社会や実生活との関わりの中から問い合わせを見出し、地域課題等の解決に向けて学びを深める中で、より良く問題を発見し解決していくための資質・能力を育みます。
- ・協議会や研修等を活用し、「総合的な探究の時間」の質的充実に向けた工夫・改善を推進します。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた実践研究となるように探究のプロセスを段階的に踏むことを重視します。

主なテーマ

（2）自ら考え、判断し、行動できる力の育成

児童生徒の自主性・自律性を生かした取組を進め、他者の主体性を尊重しながら、失敗から新たな挑戦や試行錯誤を生み出し合う人間関係を形成する力の育成とそのための成長を支える取組を行います。

具体的な施策

【非認知能力の評価・育成に係る群馬モデルの検討・普及】

- ・有識者による専門家委員会を引き続き設置し、OECD の社会情動的スキル調査（SSES）結果の分析・活用方法の検討、海外の教育・研究機関との連携、指定校における実践研究等を行います。
- ・児童生徒の自主性・自律性を生かした取組について、SAH 等の非認知能力育成に向けた指定校による実践研究を支援するとともに、新たな学びのスタイル（群馬モデル）を構築します。
- ・群馬モデルを県内学校に横展開し、「始動人」を輩出する教育を推進します。

【挑戦や試行錯誤を繰り返す場の充実】

- ・学校教育の指針関連資料「児童生徒理解に基づく成長を促す生徒指導」を活用し、自他の個性を尊重しながら相手の立場に立って考え方行動できるような共感的な人間関係づくりや、安心して授業や学校生活が送れるような学級づくりを推進します。
- ・各教科等の授業や学校行事等において、主体的に課題に挑戦してみるとことや、多様な他者と協働して試行錯誤することのよさを実感できるよう、児童生徒の自己決定を促す多様な教育活動の充実を図ります。

【子どもが主体的に取り組む活動の推進】【後掲 1③（1）】

【多様な価値観と対話を重視した道徳教育の推進】【後掲 1③（1）】

主なテーマ

（3）自立の基盤となる資質・能力の育成

自らの将来を見据えた学びにより、主体的に他者や社会との関わりを持つために必要な資質・能力を育成します。

具体的な施策

【キャリア教育の推進】

- ・発達段階に応じた勤労観・職業観を育てるキャリア教育を推進するため、学校種間における縦の連携や、教育委員会、学校、地域、企業等の横の連携を図ります。
- ・キャリア教育・進路指導の全体計画に基づき、育てたい資質・能力等について共通理解を図り、各教科・科目の指導や特別活動等を関連付けるとともに、生徒のキャリア形成に向けたガイダンス機能・体験的活動の充実を図り、計画的、組織的な指導を行います。
- ・生徒一人一人のキャリア発達を踏まえ、「キャリア・パスポート」を有効活用しながらキャリアカウンセリングを充実させるなど、個別の支援の充実を図ります。
- ・地域課題の解決やビジネスにトライする機会を創出し、ICT 技術を活用しながら自由な発想のもと、新たな領域に挑戦する人材教育を進めます。

[職業教育の推進]

- ・これからの産業経済や地域社会を支える人材を育成するため、基礎的・基本的な知識・技術の習得とともに、新しい知識・技術を積極的に学ぼうとする力、新たな発想を生み出す力、課題を発見し解決する力、コミュニケーション能力及び困難な状況を乗り越える力を育む教育の充実を図ります。
- ・実践的な職業教育を推進するため、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を地域や産業界と共有し、一層の連携強化を図りながら、インターンシップや本県の特色を生かした取組を実践していきます。
- ・自動車産業からモビリティ産業への転換を見据え、产学研官連携によって「ものづくり」と「デジタル技術」の両利き人材を育成します。
- ・産業技術専門校において、技能・技術訓練により、基幹産業である製造業を中心とした、ものづくり産業等を支える若年技能者育成を行います。

[外国語教育の充実]

- ・授業を「英語を用いたコミュニケーションの場」とするため、ALT や地域の方々の強みを生かし、児童生徒が「生きた英語」に触れる機会を充実させるとともに、小中学校の言語活動について連携を図ります。
- ・英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けた生徒の育成を図るために、高等学校における英語教育では、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動の更なる充実に取り組みます。
- ・言語活動の充実に向けた実践的指導力の向上を図るため、各高等学校での指導に生かすことができるよう、授業改善等の取組についての協議会や公開授業を実施していきます。
- ・国際的な視野を持つ生徒を育成するため、留学や国際交流を一層促進し、生徒の留学等への関心を喚起する取組を実施していきます。

[ソーシャルスキルの育成]【後掲 1②（2）】

関連施策

○学校と社会との接続の推進	○夜間中学における教育の充実 【後掲 2③関連施策】
○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の着実な実施	○児童生徒の情報活用能力の育成【後掲 2③(2)】
○幼保こ・小・中・高の確実な連携・接続の推進	○大学との連携推進
○将来を主体的に選択できる力を身につけるためのライフデザイン支援	○少人数学級編制の推進【後掲 2①関連施策】
○小学校教科担任制の推進【後掲 2①関連施策】	○産業人材育成プロジェクト【後掲 1⑤関連施策】
○自由な発想育成プロジェクト【後掲 1⑤関連施策】	

1 目指す学習者像実現のための重点政策

② 多様性を尊重し、協働する力の育成

趣旨

全ての子どもの可能性を最大限に伸ばすとともに、一人一人が自分を大切にし、異なる状況にある他者を尊重し、対話や交流を行い、互いにとって良い方向を見い出そうとする姿勢を身に付ける。

取り巻く環境

前提・背景等

・急速な少子化や情報技術社会の進展は、教育の在り方を大きく変化させました。障害のある児童生徒を取り巻く環境も大きく変化し、インクルーシブな教育への理解の高まりや仕組みの変更、医療的ケア児とその保護者への支援、障害の状態等に応じたICT活用等、今後も教育的ニーズの高まりと多様化が進むと予想されます。

・いじめ問題に目を向けると、令和4年度(2022年度)の全国におけるいじめの認知件数は過去最多となり、本県でも、令和4年度の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は4,162件（前年度比+105件）と、増加傾向にあります。

・外国人児童生徒の状況を見ると、県内28市町村に在籍しており、伊勢崎市、太田市、大泉町が主な集住地域となっています。東南アジア等からの児童生徒も増加しており、児童生徒の母言語も多言語化しています。今後、散在化傾向が進むことが予測されるため、地域差のない一貫した指導体制の構築、充実を進める必要があります。

・日本語指導が必要な外国籍児童生徒数は、小学生952人、中学生314人（文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況に関する調査（令和3年度）」）となっており、今後も増加が予想されます。また、不就学となっている学齢相当の外国人の子どもも200人以上いると見られています。

計画策定期点（令和5年度(2023年度)）の取組

・特別支援教育については、「第3期群馬県特別支援教育推進計画」に基づき、障害のある児童生徒に対し、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できる多様な学びの場の充実に取り組んでいます。

・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことを積極的に推進し、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育の実践を推進しています。

・いじめ問題に対しては、「いじめ防止対策推進法」や「群馬県いじめ防止基本方針」等に基づき、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識のもと、いじめを許さない校風の醸成や児童生徒が主体となつたいじめ防止活動を推進しています。引き続き、どんな小さいじめも初期段階から見過ごさず、積極的ないじめの認知を行い、法に基づいた組織的な対応を徹底することが求められます。

・外国人児童生徒等への支援については、「外国人児童生徒等教育・心理サポート事業」により、外国人児童生徒や保護者に対して電話相談や心理カウンセリング等の心理的サポート、日本語指導・教科指導等の必要な支援を行うことで、不登校・不就学の予防や解決を目指しています。

主なテーマ

(1) 特別支援教育の推進

個々の児童生徒の特性に応じた教育を充実させるとともに、卒業後の社会的な自立や居場所づくりを見据えた特別支援教育を推進します。

具体的な施策

[個々の特性に応じた支援の充実]

- ・障害の有無にかかわらず、学習又は生活上に困難さを抱え、特別な支援を必要とする全ての幼児児童生徒が、その持てる力を最大限に発揮して可能性を伸ばすことができるよう、一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握し、個に応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を学校園で推進します。
- ・共生社会の実現に向け、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備し、学校園における「学びの連続性」を確保します。

[特別支援学校と地域との交流促進]

- ・作業学習等の学校の特色ある教育活動を地域の人々や企業・施設等の関係者に公開し、共に製品作りに取り組んだり、地域の行事やボランティア団体の取組に参加したりする活動を推進します。
- ・特別支援学校と居住地の幼・小・中・高等学校の幼児児童生徒が、互いに尊重し合いながら学び合う「居住地校交流」を積極的に推進します。

[就労支援等の進路選択支援の充実]

- ・企業への啓発による障害者理解の促進、現場実習先の開拓及び雇用先の確保、生徒の障害の状況や特性と仕事のマッチングを図ります。
- ・在学中に企業と連携したテレワーク実習やロジスティックス実習（作業製品や事務用品等の在庫管理や荷物の搬出入等を学ぶ実習）等の新たな社会のニーズを踏まえた実習の導入を進めます。

主なテーマ

(2) 互いを理解・尊重する活動の推進

お互いの違いを理解し、互いを尊重する意識を高めることにより、いじめ問題等の未然防止に資する教育を推進します。

具体的な施策

[人権に係る課題解決に向けた取組]

- ・一人一人が人権を尊重した考え方をもち、行動することができる社会を実現するために、様々な人権問題に対する正しい理解、認識を深めます。
- ・学校教育において、人権の意義・内容や重要性について児童生徒の理解を深めるとともに、自他の大切さを認め、それが具体的な態度や行動に現れるよう、人権教育の充実を図ります。
- ・児童生徒の人権感覚の育成に有効である参加体験型学習の研修や外部講師を招いた研修を推進します。
- ・社会教育において、県民一人一人が人権の意義や重要性についての正しい知識をもち、豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の精神が日常生活の中で生かされる地域社会づくりを目指し、指導者の養成や活用、資質向上のための研修を推進します。
- ・性的マイノリティ等に対する県民の理解について、啓発を引き続き進めるとともに、各学校において、性的マイノリティとされる児童生徒に配慮した教育活動を行います。

[児童生徒による主体的ないじめ防止活動推進]

- ・児童生徒が互いに支え合い、認め合うことができる人間関係づくりに向けた児童生徒主体の活動を全校・全課程で実施するとともに、SOS の出し方・受け止め方に関する教育の一層の推進を図ります。
- ・学校が家庭や地域と連携し、意見交換する場や学校のいじめ防止に係る取組を評価する場を設定するなどし、いじめ防止の機運を高める取組の一層の充実を図ります。
- ・いじめ問題対策推進事業計画に基づき、児童生徒が主体的に取り組む「いじめ防止フォーラム」や「いじめ防止ポスターコンクール」等の事業の一層の充実を図ります。

[ソーシャルスキルの育成]

- ・多様な他者と関わる中で、互いを認め合い、より良い人間関係を築いたり、日常生活を円滑に営んだりするために必要なスキルの育成に向け、スクールカウンセラーによるソーシャルスキルトレーニングを学校の要望に応じて実施します。

[多様な価値観と対話を重視した道徳教育の推進]【後掲①③（1）】

[ネットリテラシーの向上]【後掲①④（3）】

主なテーマ

（3）多様な価値観を踏まえた協働の推進

文化的背景・年齢・性別等の相違に基づく多様な価値観を踏まえた上で、互いに理解し、協働できるようになるための教育を推進します。

具体的な施策

[多文化共生社会に向けた国際理解教育の推進]

- ・多文化共生をテーマにした動画、スライド資料を作成・周知し、意識啓発を行います。
- ・日本人・外国人県民との交流イベントを開催し、多文化共生社会の実現に向けた機運を醸成します。
- ・外国人の日本語学習を支援するためにボランティアを養成するとともに、日本人・外国人のコミュニケーションを支援するため、「やさしい日本語」を普及・推進します。
- ・自文化や他文化を理解するとともに、自分の考え方や意見を表現できるコミュニケーション能力を育成するための指導の充実を図ります。
- ・国際交流について、現地での交流だけでなく、オンラインも活用した積極的な交流を促進します。
- ・国際的な視野を持つグローバル人材を育成するため、県内高校生の海外研修及び留学を促進します。また、海外大学への進学も視野に入れた進路選択ができるよう支援を行います。

[外国人児童生徒の教育の充実]

- ・児童生徒の日本語能力や生活習慣等に応じ、一人一人に寄り添った個別の支援を行います。
- ・進学や就職に向けたキャリア教育の一層の充実を図るとともに、保護者に対して、日本の教育制度や雇用形態について周知し、理解を促していきます。
- ・高等学校等においても、日本語指導が必要な生徒に対して支援を行い、就職や進学等の適切な進路選択につなげます。
- ・生徒や保護者が制度を正しく理解し、支援を必要とする人が漏れなく制度を活用できるよう、制度の内容や申請手続について継続して周知していきます。特に、日本語の読み書きが不得手な外国人生徒や保護者に対して、英語や中国語をはじめとした多様な言語で記載したパンフレットを用意するなど、きめ細やかなフォローを行います。

【男女共同参画とジェンダーに係る教育の推進】

- ・一人一人が、個人の実情に応じた多様な働き方やライフコースを選択でき、誰もがその能力を十分に発揮できる社会の実現には、固定的な性別役割分担意識の解消が必要であり、誰もが暮らしやすい社会づくりのため、性別によるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた普及、啓発に今後も取り組んでいきます。
- ・性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現をめざすため、各教科等において、男女がそれぞれを認め合い、尊重し合うことの大切さを理解するための学習を推進します。
- ・あらゆる教育活動にジェンダー平等とジェンダーの視点を反映させるなど、ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していきます。
- ・小・中・高等学校等の教職員を対象に、「性・エイズ教育に関する指導者研修会」を開催し、ジェンダー平等や性の多様性、正しい知識の普及や対処方法の習得を図ります。

関連施策

○インクルーシブ教育推進に向けた体制整備 【後掲 2 ③(3)】	○不登校児童生徒等への支援の充実 【後掲 2 ⑤(2)】
○夜間中学における教育の充実 【後掲 2 ③関連施策】	○県立高等学校定時制課程の質の確保 【後掲 2 ③関連施策】
○文化芸術活動及び歴史文化の学びの推進 【後掲 1 ③(2)】	○学校及び県教育委員会における障害者雇用の 推進【後掲 2 ①関連施策】
○包括的性教育の推進【後掲 1 ④(3)】	

1 目指す学習者像実現のための重点政策

③ 自分と社会をより豊かにするための 生涯にわたる学びの支援

趣旨

人生 100 年時代において学び続ける意欲を高め、自らの興味関心に基づいて社会課題を自分事化して深める学びや、文化・芸術との関わりを深めること等により、それぞれの学習者の自己実現や地域コミュニティの基盤形成につながる学びを豊かにすることを目指す。

取り巻く環境

前提・背景等

・令和 5 年(2023 年)4 月に施行された「子ども基本法」では、「子どもの年齢や発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されること」が謳われています。児童生徒自身が日々の生活の中で課題を発見し、その課題について話し合い、合意形成や意思決定を行っていくことは、児童生徒がより良い学校生活を送るために大変重要であり、学校における意見表明の機会としての特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事）の充実等が求められています。

- ・社会参画に向けた態度を育成するために重要な「主権者教育」については、これまで各学校で選挙管理委員会による出前授業を取り入れるなどして、取組が行われてきました。
- ・授業では、政治や選挙に関する知識学習や投票体験のみならず、児童生徒が自身の生活と結びつけ、「自分たちができることは何か」を考えることや、政治によって自分たちの生活が支えられていることを実感することを重視した取組を行っていく必要があります。
- ・多様な人々によって構成される共生社会において、自分や社会の幸せを実現するためには、他者を尊重し協働していくことが重要であり、その前提として、自らのアイデンティティが確立されていることが不可欠です。のために、児童生徒が日本・郷土の文化や伝統を理解し、誇りを持てるような教育を推進していく必要があります。

・第 11 期中央教育審議会生涯学習分科会では、生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを支える社会教育は、ウェルビーイングの実現に密接不可分であるとして生涯学習・社会教育の現代的な意義と役割が再確認されるとともに、様々な困難な状況にある人々の社会的包摶を推進することや社会構造の変容に対応するための社会人の学び直しだけなく、高齢者から若者までを対象とした「学校教育以外の学び」の重要性について言及されました。

- ・また、社会の変動による影響が、個人に直接的に及ぶ現代社会においては、行政サービスの受け手としてだけでなく、自治的・民主的な住民の一員として、社会参画と主体的な判断や行動が求められるとしています。
- ・現行学習指導要領における「生涯にわたって能動的に学び続ける力の育成」を通じて、大人になっても自らの学びに向き合い、生涯にわたり学びを積み重ねていく学習者の育成につながるものとして、生涯学習と学校教育の繋がりや学校と地域の連携・協働の重要性を指摘しています。

・文化芸術については、少子高齢化による人材の不足等により次世代への継承が難しい状況にある中で、世代や地域、国籍等を超えた文化による多様性を認め合う取組の重要性が増しています。

計画策定期点（令和 5 年度(2023 年度)）の取組

・「GACHI 高校生 × 県議会議員」（県議会議員が高等学校を訪問し、意見交換する取組）や、民間企業と連携した選挙出前授業等、高校生の主権者意識を高めるための学習活動を実施しています。また、子どもたちの社会的自立と主権者として生涯にわたり社会参画する力を育む教育の充実に向けて、各種教職員研修講座を実施しています。

・生涯学習社会の実現に向け、県や市町村、大学、高等学校、特別支援学校、専修学校、博物館等施設の連携による講座・イベント等の開催等を通じた学習機会の提供（「ぐんま県民カレッジ」）や、県立図書館を始めとした学習拠点となる社会教育施設の有効活用等を通して、県民の生涯にわたる多様な学びの支援を行っています。

・生涯学習の振興のため、市町村及び関係機関・団体と連携を図りながら、青少年や成人に対して行われる組織的な教育活動である社会教育の推進にも取り組んでいます。

・青少年の豊かな人間性や社会性、主体性を育むため、各青少年自然の家において、各施設の特色を生かした自然体験活動や生活文化体験等の場を提供しているほか、青少年会館において体験・交流活動を実施しています。

・群馬交響楽団や県民芸術祭、文化施設等での文化芸術活動を通じて、文化・芸術との関わりを深める機会を提供しています。

主なテーマ

（1）主体的に社会の形成に参画する態度の育成

「自分の行動が社会を変えることができる」という考え方を持ち、実際に行動できる態度を育成する取組を推進します。

具体的な施策

【子どもの意見表明の場の創出】

・教育をはじめとする子どもに関わる計画の策定等に当たり、当事者である子どもや若者が意見を表明する機会を積極的に設け、意見を計画等に反映していきます。

・特別活動の1つである学級活動・ホームルーム活動を通して、学校生活をより良くするために、日常生活や健康、キャリア形成等の中で課題を見出し、解決するために話し合ったり、合意形成したりするだけでなく、児童生徒各自が自分に向き合い、自分の課題の解決や自分の将来の理想に向かって行動することを意思決定できるようにしていきます。

・「こども基本法」の内容について、全ての教員に認知されるように、引き続き生徒指導対策協議会や教育課程研究協議会等で周知していきます。

【子どもが主体的に取り組む活動の推進】

・当番活動や係活動、児童会・生徒会活動等を通して、児童生徒自身が日々の学校生活や地域社会の中で課題を見出し、その課題を解決するために話し合い、合意形成を図り、改善・実践できるようにします。

・SAH（Student Agency HighSchool）事業の指定校・協力校において、生徒の声や考えを取り入れた生徒主体の学校行事の運営や、生徒会を中心とした校則の見直し等、より良い学校生活の実現を目指した活動に取り組みます。今後は SAH の取組を他の県立高等学校へも展開していきます。

【主権者教育の推進】

・様々な分野で個別に行われている取組について、効率的・相互補完的に行えるよう、各機関が連携して取り組みます。

・主権者意識の向上を図るため、選挙授業を実施するとともに、選挙の意義や重要性に関する理解を深めるための啓発教材を作成し、配布します。

・政治の働きや世界の国々との関わりについて、知識として理解を促すほか、児童生徒の身近な例と関連させながら、自分との関わりや参画意識を高める指導を進めています。

・現代社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断したり、諸課題の解決に向けて、根拠をもって合意形成したりする学習活動を、社会科や家庭科、道徳、特別活動等、教科等の間の関係性をより深めた授業を推進します。

・県議会主催の「G A C H i 高校生×県議会議員」の取組や、県及び市町村の選挙管理委員会と連携した模擬投票、県選挙管理委員会主管の民間企業等による選挙授業の実施等、外部の専門機関とも連携した取組を進めています。

- ・「主権者教育を推進する群馬県大学コンソーシアム」を構成する大学等の高等教育機関において、授業型や学生チームによる取組が主体的に行われるよう支援し、学生の主権者意識の醸成等を図ります。

【多様な価値観と対話を重視した道徳教育の推進】

- ・社会の構成員として一人一人が主体的な判断の下に行動し、よりよく生きるために基盤となる自他の生命の尊重、思いやり、規範意識等の道徳性を育むため、各教科や特別活動等を含めた学校の教育活動全体を通して、学校の特色を生かした道徳教育を推進します。
- ・また、小中学校等においては、道徳教育の要となる「特別の教科 道徳」で、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の子どもが自分自身の問題としてとらえ、多様な考え方、感じ方と出会い交流する「考え、議論する道徳」の充実を図ります。

主なテーマ

(2) 社会教育や体験活動等の多様な学びの充実

生涯にわたる自己実現や持続的な地域コミュニティの基盤形成となる学びを促進します。また、子どもたちには、地域における学びに加え、自然体験や芸術鑑賞等の機会を設けることで、感動する心の育成等、情操教育の充実を図ります。受動的な立場からだけでなく、自らもコンテンツの創り手やイベントの運営者になりうる意識につながるような機会づくりを推進します。

具体的な施策

【地域の多様な学びの促進】

- ・生涯学習センターの事業を中心に、市町村及び関係機関・団体等と連携を図りながら、子どもから大人まで、県民の多様な学習ニーズや社会の要請に応える生涯学習・社会教育関係事業を総合的に推進し、人生100年時代において、県民一人一人が生涯を通じたウェルビーイングの実現を図ることができるよう、学習支援及び人材育成等を行います。
- ・社会課題に対応した各種講座や研修会を開催し、地域づくりの実践や地域コミュニティの活性化につながる学習機会を提供します。
- ・外国にルーツがある方、障害がある方、不登校の子ども等を対象とした講座等、社会の多様化による様々なニーズに対応した幅広い学習機会を提供します。
- ・群馬県生涯学習情報提供システム（ぐんま県民カレッジ Web ページ）を利用し、県内の講座やイベント、ボランティア講師等の情報を提供します。

【青少年教育の推進】

- ・青少年が世代を超えて多様な人間関係を経験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性等を育むことができるよう、地域において多様な体験活動及び情報提供の充実を図ります。
- ・学校等における情報リテラシー教育を実践する団体や人材を確保します。
- ・高等学校等に進学していない青少年への教育機会を確保します。

【様々な体験活動の推進】

- ・日常生活の中において、児童生徒の自然体験や集団宿泊体験等の体験活動が減少している中、ぐんま天文台・ぐんま昆虫の森・生涯学習センター少年科学館等の社会教育施設で様々な体験活動や学習の機会を提供するとともに、青少年自然の家では、多様な活動の機会・情報提供の充実に努め、家庭や地域の教育力向上を図ります。
- ・青少年会館では、青少年の活動の拠点として、青少年団体や福祉施設等の地域社会と連携・協力し、青少年の健全育成に資する事業を実施します。

【文化芸術活動及び歴史文化の学びの推進】

- ・世界を舞台に活躍できる人材、専門的な技術を有する人材、地域の伝統文化を守る人材、そして群馬の未来を託す子どもたち等、次代の文化を担う人材の育成に取り組みます。
- ・文化芸術活動を通してより豊かな人生を育むため、子どもの頃から移動音楽教室や美術館・博物館等において、音楽や美術作品、歴史、文学等に触れる機会を提供することで、感性を高め、情操を養います。
- ・世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」や国宝「綿貫觀音山古墳出土品」等、群馬が世界に誇る歴史文化遺産を活用して、郷土への愛着や誇りを持てるよう、生涯を通じた学びの機会を提供します。

【探究的な学習の充実】【1①（1）再掲】

関連施策

○男女共同参画とジェンダーに係る教育の推進 【再掲 1②(3)】	○消費者教育の推進
○環境教育・郷土の自然等を活用した教育の推進	○高校生リバースメンター【後掲 1⑤関連施策】
○読書活動の充実と県立図書館の機能強化	○社会教育分野のデジタル活用推進
○地域を発展させる大学の充実	○社会教育施設の有効活用
○地域の学びを支える人材の養成・活躍機会の充実 【後掲 2④(2)】	○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に 向けた環境の一体的な整備【後掲 2④(1)】
○こども施策の推進に係るこどもや養育者等からの意 見聴取の実施	○児童福祉におけるアドボケイトの仕組み作り

1 目指す学習者像実現のための重点政策

④ 心と体の健康に対する理解と向上

趣旨

自他の生命の大切さを認識し、心と体の健康に関する基本的な知識を身に付け、心身相関の関係性等を理解して実践につなげることで、全ての学びの基盤である心身を整える術を身に付ける。

取り巻く環境

前提・背景等

- ・現在の児童生徒には、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題等、様々な健康課題が生じています。
- ・課題が多様化・複雑化する中、心と体を一体のものとしてとらえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進していくことの重要性がより一層増しています。
- ・児童生徒の運動機会の減少や体力の低下が見られます。スポーツ庁「令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)における県内小学5年生男女の1週間の総運動時間は、全国平均とほぼ同等又は全国平均を若干下回る結果となっています。
- ・学校だけでなく、家庭や地域と連携し、子どもから大人まで、生涯にわたって運動やスポーツを楽しみ、継続していくよう、様々な取組を行っていくことが必要です。
- ・安全に関する問題のうち、自転車の事故について、本県では、公共交通の事情等もあり、中高生の登下校時の自転車事故件数（生徒1万人当たり）は、全国ワースト1位が続いている状況で、交通安全対策は喫緊の課題となっています。

計画策定期点（令和5年度(2023年度)）の取組

- ・学校医や主治医等と連携を図りながら、日常の健康管理や保健教育、健康相談を実施するとともに、児童生徒に対する健康意識の向上に関する周知啓発の充実を図っています。
- ・学校給食における地場産物（群馬県産）の使用状況は66.2%（令和4年度(2022年度)・金額ベース）で、群馬県健康福祉部が策定している「第4次ぐんま食育こころプラン」の令和7年度(2025年度)の目標値(54.9%)を達成しています。
- ・「ぐんまの子どもの体力向上推進事業」により、全ての小中学校等が「体力向上プラン」を作成し、家庭や地域と連携しながら児童生徒の体力向上に組織的に取り組んでいます。
- ・「第11次交通安全基本計画」に基づき、交通安全に係る教育及び啓発を行っています。また、令和3年(2021年)4月に施行された「群馬県交通安全条例」や令和5年(2023年)4月の道路交通法一部改正により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、高校生のヘルメット着用の定着化を学校・保護者・関係機関と連携して推進しています。

主なテーマ

(1) 心と体の健康への理解と意識向上

命の大切さを知り、自分と他のものの命を大切にするとともに、心と体の健康への理解を深めることで、自分の状態を認識し、必要な相談や支援を自分から求められる力や自分の体に必要な対応策を見つける力を身に付けることにつなげます。

具体的な施策

[メンタルヘルスに係る啓発推進]

- ・保健体育の授業等を通して、自己の健康に関心を持ち、健康の保持増進に主体的、協働的に取り組む態度を育成します。
- ・学校においては、心のケアを危機管理の一環として位置付けるとともに、日常から子どもの健康観察を徹底し、学級担任や養護教諭をはじめとする教職員、スクールカウンセラー及び地域の関係機関が連携できる体制を整備することにより、メンタルヘルスの不調等の早期発見に努め、適切な対応と支援を行います。

[学校保健や食育の充実]

- ・児童生徒に健康な心と体づくりを意識させるとともに、教職員が児童生徒の健康状態を的確に把握し、感染症やアレルギー疾患等に適切に対応します。
- ・学校の教育活動全体を通して食育の推進を図るとともに、学校給食における地産地消を推進し、食に関する知識と食を選択する力を育み、子どもたちの食の自己管理能力を育てます。
- ・様々な健康課題に対処するため、栄養に関する専門的な知識を要する栄養教諭等を中心に個別指導に取り組みます。

[相談する力や周りとつながる力を育む教育の推進]

- ・教職員と児童生徒、児童生徒相互の共感的で温かい人間関係づくりを推進します。
- ・スクールカウンセラーを有効に活用した教育相談体制の充実、SNSを活用した相談体制（ぐんま高校生オンライン相談）の周知、相談窓口周知リーフレット「いま、悩んでいる君へ」の配布等により、児童生徒が相談しやすい環境を整えます。
- ・県立高等学校等では、SNSに依存することなく、互いに支え合うことができる良好な人間関係づくりを推進するための「SNSに頼らない人間関係づくり」に向けた生徒主体の活動を全校・全課程で実施します。

[「SOSの出し方に関する教育」の推進]

- ・「SOSの出し方に関する教育」プログラムを活用した授業を推進するとともに、SOSを受け止める体制を整えます。
- ・全ての県立高等学校において、高校生対象「こころの教育事業」を実施し、苦しいときや困っているときに助けを求める能力や危機的な状況におけるストレスの対処法を身に付けさせるため、スクールカウンセラーが講師となり、ストレスマネジメント講演会や、互いに支え合える人間関係構築に係る体験活動を実施します。

主なテーマ

(2) 身体活動の充実とスポーツを楽しむ意識の醸成

学校内外のスポーツ活動等をきっかけに、身体を動かす楽しさを知り、生涯にわたって続けられるスポーツとの出会いや、続けていくうとする意識づくりにつなげます。

具体的な施策

[学校における体育活動の充実]

- ・県内全ての小中学校等において、体力向上プランに基づき、学校として組織的に体力向上に向けた取組を行うことで、体育や運動が好きな児童生徒を育てます。

[地域生涯スポーツの定着と充実]

- ・体育の授業や体育的行事、学校部活動等において、豊かなスポーツライフの実現を重視し、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるよう、指導資料の作成やモデル事業の実施等の取組を行います。

主なテーマ

(3) 安全・安心に係る意識の向上

交通安全教育や包括的性教育等を推進することにより、自分や周りの人たちの心身や人生を守る意識を向上させます。

具体的な施策

[交通安全に関する意識の向上]

- ・警察や民間企業を含む関係機関との連携による事業を通じて、児童生徒が自ら自分の命を守り、自発的に交通安全意識を高めていけるような交通安全教育を推進します。

[包括的性教育の推進]

- ・学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動を取れるようにすること目的に、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて性に関する指導を行います。
- ・指導に当たっては、発達段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ること等に配慮し、集団で一律に指導する内容と個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導する内容を事前に区別しておくなど、計画性をもって実施します。
- ・小・中・高等学校等の教職員を対象に、「性・エイズ教育に関する指導者研修会」を開催し、ジェンダー平等や性の多様性、正しい知識の普及や対処方法の習得を図ります。
- ・各県立高等学校等において、生徒を対象に、外部講師等による「性・エイズ講演会」を開催します。

[防災教育の推進]

- ・児童生徒が自ら考え、主体的な行動によって自らの命を守る「自助」と、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる力を身に付ける「共助・公助」の視点から、防災教育を推進します。

[ネットリテラシーの向上]

- ・群馬県作成の「ネットリテラシー向上教材（動画教材、体験型 Web 教材）」等を活用し、ネットリテラシー（判断力・自制力・責任能力・想像力）の育成を推進します。

[薬物乱用防止の啓発推進]

- ・児童生徒自身が、依存性薬物を使用するきっかけを作らない、あるいは拒絶することができるようになることを目標に、薬物乱用防止に関する教育を推進します。
- ・小・中・高等学校等の教職員、薬物乱用防止教育指導者、行政関係職員等を対象に、「薬物乱用防止教育に関する指導者研修会」を開催し、学校教育での正しい知識の普及や対処方法の習得を図ります。

関連施策

○文化芸術活動及び歴史文化の学びの推進 【再掲 1 ③(2)】	○非行及び犯罪被害防止【後掲 2 ⑤関連施策】
○児童生徒の情報活用能力の育成【後掲 2 ③(2)】	○人権に係る課題解決に向けた取組【再掲 1 ②(2)】
○自殺予防教育の充実	○男女共同参画とジェンダーに係る教育の推進 【再掲 1 ②(3)】
○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に 向けた環境の一体的な整備【後掲 2 ④(1)】	

1 目指す学習者像実現のための重点政策

⑤ 時代の変化に対応した教育イノベーションの推進

趣旨

教育の「不易（変わらない本質）」の部分も「流行」の部分も大切にしながら、県を挙げて「始動人」（自分の頭で未来を考え、動き出し、生き抜く力を持つ人）の育成につながる新しい取組に挑戦する。

取り巻く環境

前提・背景等

- ・価値観の多様化、情報化やグローバル化の急速な進展、産業・経済構造の変化等、問題が複雑化し変化し続けている現代においては、誰もが持っている「始動人」のかけらを育てていくことが求められます。
- ・新・群馬県総合計画において、「群馬の環境を生かした教育」×「デジタルを活用した新しい教育」による、誰一人取り残さない「群馬ならではの新しい学び」の実現による「始動人」の育成を目指しています。

計画策定期点（令和5年度（2023年度））の取組

- ・本県では、令和3年度（2021年度）に県立及び市町村立の小・中・高等学校の児童生徒に対し1人1台端末の導入を完了し、ICTを基盤とした新たな学びの確立を進めてきました。
- ・子どもたちの自由な発想の育成を目的とした、県内中高生が対象の地域課題解決型学習プログラムである「始動人Jr.キャンプ」の実施や、デジタルクリエイティブ人材の育成を目的とした、子どもたちが最先端のデジタル機材やソフトウェアで創作活動を行うことのできる全国初の施設である「tsukurun」の設置等、学校外での取組も進めてきました。
- ・ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びを実現し、学校だけでなく家庭や地域、産業界等が連携して、これから群馬を支える「始動人」を育成していく必要があります。

主なテーマ

（1）自分で考え動き出す【課題解決能力育成】

STEAM教育等の探究的な学習を群馬の土壤を生かして推進し、さまざまな知識や考え方を総合的に働かせながら、課題を解決できる、新たな価値を生み出すことができる力を育成します。

具体的な施策

【非認知能力の評価・育成に係る群馬モデルの検討・普及】【再掲1①（2）】

主なテーマ

（2）デジタルツールを使いこなす【デジタル人材育成】

ICTリテラシーや、デジタルツールを適切かつ効果的に活用した情報の収集、分析、自らの考えを発信する力を育成し、デジタルツールを活用して新たな価値を創造する人材を育成します。

具体的な施策

[デジタルクリエイティブ産業創出を見据えた人材育成]

・群馬県独自のデジタルクリエイティブ（以下：DC）人材育成拠点「tsukurun」と国際的に評価の高いアルメニアのDC人材育成プログラム「TUMO」を融合した、群馬県独自のDC人材育成手法を確立します。また、tsukurunのサテライト拠点の県内展開を進め、県内のDC人材育成機会の地域格差を無くし、日本一のDC人材育成先進県を目指します。

主なテーマ

(3) 世界に目を向ける[グローバル人材育成]

留学、海外研修のほか、ICT等を活用した国際理解教育や、企業等との連携による多文化共生教育等を推進することで、グローバル人材を育成します。

具体的な施策

[国際交流の推進]

・県内の高校生や大学生等、若年層を対象に、世界を意識する様々なコンテンツや、海外の学生との交流機会を提供することで、本県の若者が世界に目を向け、グローバルな視点で自ら考え動き出すきっかけづくりを行っていきます。

主なテーマ

(4) 教育DX[DXを基盤とした新しい学びの確立]

幅広い学びを実現できる学習環境の整備を多面的に充実させ、ICTやスタディ・ログ等のデータ活用により、個別最適な学びや協働的な学びをいっそう推進し、より深い学びを実践することで、主体的に学び続ける力を身につけた人材を育成します。

具体的な施策

[各学校におけるデジタル学習基盤の活用促進]

- ・1人1台端末を導入したことによる成果と課題を踏まえ、今後の端末更新を見据えた上で、デジタル教材の在り方や児童生徒の情報活用能力の育成・把握の在り方について検討していきます。
- ・1人1台端末を用いて、生徒の興味・関心や習熟度に応じた、個別最適な学びを推進します。また、プレゼンテーションや作品等の協働制作、意見やアイディアの共有等を通じて、協働的な学びを推進します。
- ・オンライン会議システムを用いて、外部専門機関と連携した取組や、研修等を効率的・効果的に実施します。

主なテーマ

(5) 全ての人が活躍できる[誰一人取り残さない学び]

全ての児童生徒が個別最適な学びと協働的な学びを進めることができ、一人一人の個性や特性が尊重され、可能性が育まれている体制を整備します。

具体的な施策

[ICT を活用した多様な教育機会や学びの手段の充実]

- ・幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じたデジタル教科書・教材等の使用や、出入力支援装置等による ICT の活用を図ります。
- ・ICT の活用のための手引きの作成、指導事例の紹介、教員を対象とした研修の実施等、教員の指導力向上を図り、授業における ICT 活用の促進を支援します。
- ・病気療養や障害のため病院・自宅等で学ぶ児童生徒の学習機会の確保や授業の充実のため、高等学校や大学等と連携した ICT を活用した遠隔授業について研究を進めます。

関連施策

○探究的な学習の充実【再掲 1①(1)】	○外国語教育の充実【再掲 1①(3)】
○挑戦や試行錯誤を繰り返す場の充実 【再掲 1①(2)】	○多様な価値観と対話を重視した道徳教育の推進 【再掲 1③(1)】
○子どもが主体的に取り組む活動の推進 【再掲 1③(1)】	○主権者教育の推進【再掲 1③(1)】
○高校生リバースメンター	○産業人材育成プロジェクト
○自由な発想育成プロジェクト	○ICT 環境の充実【後掲 2③(2)】
○学びの基盤としての ICT の有効活用 【後掲 2③(2)】	○校務の DX の推進【後掲 2③(2)】
○教育データ分析・利活用【後掲 2③(2)】	○児童生徒の情報活用能力の育成【後掲 2③(2)】
○ICT 活用能力を含めた教員の指導力向上 【後掲 2③(2)】	○特別支援教育推進のための体制整備 【後掲 2③(3)】
○社会教育分野のデジタル活用推進 【後掲 2④(2)】	○群馬ならではのインクルーシブな教育の構築 【後掲 2③(3)】
○外国人児童生徒の教育の充実【再掲 1②(3)】	○専門家・関係機関等と連携した教育相談 ・支援体制の充実【後掲 2⑤(2)】
○ヤングケアラーの支援【後掲 2⑤(3)】	○虐待やいじめ事案等における迅速な連携 【後掲 2⑤(3)】

2 群馬の教育を推進する基盤となる 重点政策

2 群馬の教育を推進する基盤となる重点政策

① 「人」を支える取組の充実

趣旨

教職員が能力を最大限に発揮できる環境を整備することで、児童生徒と教職員が生き生きと学び合える学校を実現する。

取り巻く環境

前提・背景等

- ・いじめや不登校等の生徒指導上の課題への対応、特別な支援を必要とする児童生徒への個別の支援等、学校課題の複雑化・多様化を背景に、全国的に教職員の多忙化が深刻化しています。本県においても、心身の不調により休職する教職員が年間で100人を超える状況が続いており、働き方改革の推進は喫緊の課題となっています。
- ・県教育委員会による時間外在校等時間についての各月の調査結果では、令和2年(2020年)の調査開始以降、少しづつ改善が見られ、1か月の時間外在校等時間が45時間を超えている教職員の割合は減少傾向にあります。
- ・学校課題の複雑化・多様化や若手世代の人口減等により、教職を志望する学生の減少傾向が続いており、令和4年度(2022年度)採用の全国の公立学校教員採用選考試験（令和3年度実施）の競争率（採用倍率）は3.7倍と、平成3年度(1991年度)と同率で過去最低となっています。本県でも、大量退職や若手世代の人口減等により、年度始めや年度途中の教員確保が困難であり、欠員が生じる状況が続いています。

計画策定期点（令和5年度(2023年度)）の取組

- ・学校関係者及び教育委員会関係者で構成される「教職員の多忙化解消に向けた協議会」を設置し、同協議会からの提言に基づき、各学校における業務改善等を支援しています。
- ・令和4年度(2022年度)には、「廃止・縮小・ICT化」すべき具体的な業務を示した、同協議会からの「提言R5」を、群馬県教育委員会として学校、市町村教育委員会、保護者、地域の方々に周知して協力を求めました。
- ・教職員の育成に当たっては、国や県の動向、今日的な教育課題に対応するとともに「群馬県教員育成指標」を踏まえ、研修を体系化した「ぐんま教職員ステージアップシステム」に基づいた研修を実施しています。

主なテーマ

教職員の働き方向上

多忙化解消、ワーク・ライフ・バランスの向上を含む働き方改革と併せて、教職員の「やりがい」や「意欲」の向上、教職の魅力向上のための施策を推進します。

具体的な施策

[学校業務及び行事等の見直しの推進]

- ・学校関係者及び教育委員会関係者で構成される「教職員の多忙化解消に向けた協議会」を設置し、多忙化解消の取組を推進する提言を発出しています。
- ・同協議会からの提言を踏まえ、学校の業務及び行事等の「廃止・縮小・ICT化」の視点による見直しを引き続き推進します。

【研修等を通じた教職員のスキルアップ・キャリア支援の充実】

・国や県の動向、今日的な教育課題に対応するとともに「群馬県教員育成指標」を踏まえ、研修を体系化した「ぐんま教職員ステージアップシステム」に基づいた研修を実施します。

【働きやすい組織づくり】

- ・「勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を踏まえ、教職員の在校等時間を適正に記録し、学校における労働安全管理体制を整え、教職員の勤務環境の改善や、年次有給休暇の取得を促進します。
- ・服務規律の確保に向けて、自己点検及び評価を実施するとともに、ハラスメントのない職場環境づくりに向けて、「服務ガイドライン」や「学校におけるハラスメントの防止に関する指針」を活用した研修を実施します。

【学校の様々な業務を支援する人員の配置】

- ・教員が児童生徒への指導や教材研究等に専念できるように、教員業務支援員を配置します。また、校務の補助的作業や学校事務の補助的作業等に従事する校務補助を配置します。
- ・スクールカウンセラー（SC）を群馬県内全ての小中学校及び県立高等学校等に配置します。緊急・重大事態発生時等には、SC 又は SC スーパーバイザーの派遣も行い、学校による対応を支援します。
- ・巡回型スクールソーシャルワーカー（SSW）を中学校区単位で配置し、未配置の中学校区には派遣型 SSW による支援を行うことで、群馬県内全ての中学校区に対応します。
- ・高等部を設置する特別支援学校（高等特別支援学校を含む）では、配置した就労支援員と進路指導主事が連携し、企業への啓発による障害者理解の促進、現場実習先の開拓及び雇用先の確保、生徒の障害の状況や特性と仕事のマッチングを図るなど、高等部生徒の就労支援の充実に取り組んでいきます。
- ・教職員の部活動に係る時間や心理的負担の軽減等につながる、中学校における部活動指導員の配置に係る経費を市町村に補助します。また、高等学校における部活動指導員の配置については、試験的な取組を実施していきます。

【校務の DX の推進】 【後掲 2③（2）】

【学校経営ビジョンと組織マネジメントの明確化 【後掲 2③（1）】

関連施策

○教職員の採用及び育成の充実	○専門家や関係機関の活用等を含めた指導体制の整備
○ICT 活用能力を含めた教員の指導力向上 【後掲 2③(2)】	○教職員の健康の保持増進
○少人数学級編制の推進	○小学校教科担任制の推進
○学校及び県教育委員会における障害者雇用の推進	○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備【後掲 2④(1)】

2 群馬の教育を推進する基盤となる重点政策

② これからの時代の学びを支える 施設・設備整備の推進

趣旨

時代に応じて変化していく学びに対応するため、将来を見据えた施設・設備等の整備を推進する。

取り巻く環境

前提・背景等

・児童生徒が急増した昭和50年代に県立学校が数多く整備され、それらの施設は一斉に大規模な改修が必要な時期を迎えています。

・令和2年度(2020年度)から令和13年度(2031年度)にかけて、中学校卒業者は3千人以上減少し、全県の公立高校の学級数については、50学級以上を減じることになる見込みです。このような少子化をはじめ、学校を取り巻く環境が急激に変化している状況を踏まえ、高校教育の質的水準の維持・向上を図る観点から、県立高等学校の再編整備を計画的に推進する必要があります。

計画策定期点（令和5年度(2023年度)）の取組

・多様な学習の場の確保等の新時代の学びに対応した教育環境の向上、学校施設の長寿命化を図る老朽化対策に合わせたバリアフリー化等の整備を一体的に進めています。

・国が示したICT環境整備の方針に則り、全ての県立高等学校（中等教育学校を含む）、県立特別支援学校において、学習用端末の1人1台配備や大型掲示装置、校内LANを整備しています。

・1人1台端末のBYOD化に伴い、ネットワークへの接続方式の変更等の対応を行っています。

・県立学校では、情報資産管理システムを運用して校務系端末を集中管理することで、情報セキュリティを確保しています。また、情報セキュリティの最新情報は、各校の情報担当者と共有して対応しています。

・高校再編整備を含む高校教育改革について、「第2期高校教育改革推進計画」（計画期間：令和4～13年度(2022～2031年度)）を策定し、地域ごとの実情を踏まえながら計画的に推進しています。

主なテーマ

県立学校の再編整備及び施設・設備整備の推進

教育の質的水準の維持・向上を図る観点から、県立学校の再編整備を計画的に行います。また、学校施設の長寿命化を計画的に進めるとともに、バリアフリー化やトイレの洋式化、空調設備の更新等、生徒の多様なニーズや新たな学びに適した施設・設備の整備を行い、教育環境の向上と老朽化対策を図ります。

具体的な施策

【県立学校の再編整備の推進】

・少子化をはじめ、学校を取り巻く環境が急激に変化している状況を踏まえ、本県高等学校教育の質的水準の維持・向上のため、全ての県立高等学校で教育イノベーションを着実に進めるとともに、全県的・長期的な視野に立って、県立高等学校の再編整備を図ります。

【学校施設・設備整備の推進】

- ・安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、長寿命化改修やバリアフリー化、トイレの洋式化を行い、老朽化対策と教育環境の向上を進めます。
- ・トイレのバリアフリー化やエアコン設置、避難所としての防災機能強化、照明の LED 化・高断熱化・太陽光発電設備の設置等、環境に配慮した施設整備を図っていきます。

関連施策

○学校安全の推進

○グリーンイノベーションの推進

○県立学校の特色化推進【後掲 2 ③(1)】

2 群馬の教育を推進する基盤となる重点⑨政策

③ これからの時代の学びを見据えた体制の整備

趣旨

学習者が活躍する将来の社会に必要とされる資質・能力を育む教育を推進するため、新たな学びの在り方に対応できる教育体制を整える。

取り巻く環境

前提・背景等

- 文部科学省は令和元年(2019年)に「G I G Aスクール構想」を打ち出し、1人1台端末や学校における通信ネットワーク整備等を推進してきました。また、中央教育審議会答申「令和の日本型教育の構築を目指して」では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現にはICTが必要不可欠であり、これまでの教育実践とICTを最適に組み合わせ、様々な課題を解決しながら教育の質の向上につなげていくことの重要性が示されました。
- 同答申では、児童生徒の個々の興味・関心・意欲等を踏まえたきめ細かい指導・支援等を行うに当たり、学習履歴や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を蓄積・分析・利活用することの重要性が示され、取組が進められています。
- 共生社会の実現に向け、障害等を含む多様な背景をもつ子どもたちが共に学び合うことができる教育（インクルーシブ教育）の必要性が世界的にも訴えられています。

計画策定時点（令和5年度(2023年度)）の取組

- 小中学校では、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)まで、「ICT活用促進プロジェクト」としてモデル校を指定し、公開授業や実践発表を行い、1人1台端末を活用した授業を推進してきました。
- この結果、ICTを活用した授業をほぼ毎日行っていると回答した割合は増加しています（令和3年度(2021年度)：小学校42.8%、中学校47.6%→令和4年度(2022年度)：小学校63.0%、中学校71.4%）（全国学力・学習状況調査学校質問紙）
- 県立高等学校及び県立中等教育学校では、県教育委員会で策定した「県立高校等ICT活用モデル」及び「学びのイノベーション推進員」による授業実践事例集」を各校に配布し、1人1台端末をはじめとするICT環境の効果的な活用を推進してきました。令和3年度(2021年度)に実施した教員のICT活用指導力に関する調査（高等学校）では、「授業にICTを活用して指導する能力が身に付いていると回答した教員の割合」は78.7%、「児童生徒のICT活用を指導する能力が身に付いていると回答した教員の割合」は81.2%でした。
- ・ライフログ（健康データ）を活用して、児童生徒の健康状況の確認や悩みを抱える児童生徒の早期支援を実施しています。また、スタディ・ログ（学習データ及び到達度テストの結果）を基に、苦手な分野に関する動画の自動配信を行い、指導に活用しています。
- ・インクルーシブ教育システムの構築を目指し、障害のある児童生徒に対し、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できる多様な学びの場の充実に努めています。

主なテーマ

(1) 学校の魅力向上

グランドデザインやスクール・ポリシー等に基づくカリキュラム・マネジメントに力を入れることで、特色ある魅力的な学校づくりを推進します。

具体的な施策

[学校経営ビジョンと組織マネジメントの明確化]

・小中学校では、学校教育目標（最上位目標）を全職員で共有し、目標の実現に向けて、児童生徒及び地域の実態を踏まえつつ、全職員が自分事として教育課程を編成・実施、評価し、改善を図るサイクルを、計画的・組織的に推進していきます。

・県立高等学校・中等教育学校では、県教育委員会において策定した、各学校の存在意義や期待されている社会的役割、目指すべき学校像等を示す「群馬県立高等学校のスクール・ミッション」や、学校教育目標に基づき、各学校でスクール・ポリシー（各学校の入口（入学）から出口（卒業）までの教育活動の「3つの方針」）の策定を進めています。これらの目標・方針等に基づくカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うとともに、PDCAサイクルによる不断の改善を図っていきます。

[県立学校の特色化推進]

・県立高等学校・中等教育学校ごとに「育成を目指す資質・能力に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受け入れに関する方針」の3つの方針からなるスクール・ポリシーを策定し、特色・魅力ある教育の実現に向けた方向性を示します。

・普通科高等学校における地域課題解決のための探究プログラムの実施や、専門学科高等学校における企業との協働による商品開発等、学科の特徴等も考慮しながら、高等学校の特色化を推進します。

・特別支援学校では、学校ごとに障害種や地域及び学校の実情に応じた特色ある教育課程を編成し、児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導・支援に引き続き努めます。

[県立学校の再編整備及び施設・設備整備の推進]【再掲2②】

主なテーマ

(2) デジタル学習基盤の整備

ICTを学習ツールとして効果的に活用できる体制を整備し、個別最適かつ協働的な学びの一体的な充実を図ります。

具体的な施策

[ICT環境の充実]

・高度情報社会に対応することができる人材の育成には、高い処理性能や画像解像度を持つICT機器が必要とされます。1人1台端末では処理が難しい内容についても学習することができるICT環境を、引き続き整備していきます。

・安定的に稼働するネットワーク環境の維持・確保を行います。

・県立学校では、情報資産管理システムを一元管理できる組織体制の構築に向けて、今後とも関係各機関と連携し、より安全性の高い情報ネットワークシステムを目指します。

[学びの基盤としてのICTの有効活用]

・小中学校の授業においてICT活用が推進されたものの、一部に、ICTを活用すること自体が目的となる授業が見られました。各教科等の授業改善について研究するモデル校の授業実践を通して、各教科等の本質に迫るICTの有効活用の在り方を研究していきます。

・端末の操作だけでなく、情報を主体的に選択・活用できる能力や情報社会に参画する態度等、情報活用能力を育成していきます。

[教育データ分析・利活用]

・教育データの分析や利活用については、国の動向を注視しながら、ライフ・ログ（健康データ）やスタディ・ログ（学習データ）のほか、OECDの社会情動的スキルの調査データ等を含めて、具体的に活用できるように進めています。

[校務のDXの推進]

・教職員がデジタル化をメンテナンスする役目を担っており、異動等によって持続的なシステムが維持しにくく、また、市町村間、学校間、教職員間のデジタル化への温度差があるため、支援体制の充実を図ります。

[ICT活用能力を含めた教員の指導力向上]

・学校間、教員間でICTの活用状況に差が生じないよう、各教科等の授業改善について研究するモデル校による公開授業や、指導資料の周知等を通じて、引き続き、各学校の取組をサポートしていきます。
・ICTを使うことが目的とならないよう、教員の指導力を育成していくとともに、校内研修の充実を図ります。
・教職員の授業におけるICT活用指導力のみならず、ICTリテラシーに関する指導力の向上を図ります。

[児童生徒の情報活用能力の育成]

・小・中・高のプログラミング教育の接続を円滑にするとともに、中学校技術分野「情報の技術」における題材計画を改善し、プログラミングで自ら生活や社会の問題解決に取り組むことができる児童生徒を育成します。
・情報活用についての知識・技術の習得で終わることのないよう、それらを活用していく場面を設定していきます。
・高等学校では、教科「情報」において情報活用能力を育成するとともに、各教科や総合的な探究の時間において1人1台端末を有効に活用していきます。

主なテーマ

(3) インクルーシブ教育推進に向けた体制整備

学校教育において一人一人に応じた支援を必要とする全ての子どもが共に学び合うことができる教育環境を通じて、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育を実践するための体制整備を進めます。

具体的な施策

[特別支援教育推進のための体制整備]

・新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での交流の機会が大きく減ったが、オンライン形式での交流を工夫するなど更なる居住地校交流の充実を一層図っていきます。また、副次的な籍の導入等を研究し、互いに豊かな心を育み多様性への理解を図る交流及び共同学習を、一層推進していきます。
・県立特別支援学校では、地域の学校等への支援を強化し、幼・小・中・高における相談支援や教員への指導・助言等に努め、特別支援教育におけるセンター的機能の充実を図ります。
・小・中・高の通常学級に在籍する特別の教育的支援が必要な児童生徒への指導・支援の充実を図るために、通級指導教室の機能強化や、効率的な運営のための体制整備を推進します。
・具体的な事例を多く取り入れた研修内容等を通して、特別支援教育に対する理解と推進を図ります。

[外国人児童生徒の教育の充実]【再掲1②(3)】

[群馬ならではのインクルーシブな教育の構築]

- ・全ての子どもたちが協働する学びと、その子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた個別最適な学びを両立させた教育について、海外を含めた最新の研究状況等の情報収集を進めて調査研究に取り組みます。
- ・モデル校の設置も含め、群馬ならではのインクルーシブな教育の構築を図ります。

関連施策

○県立学校の運営基盤の確保	○学校安全の推進
○夜間中学における教育の充実	○県立高等学校定時制課程の質の確保
○社会教育分野のデジタル活用推進	○私立学校の振興
○地域を発展させる大学の充実	○ICT を活用した多様な教育機会や学びの手段の充実【再掲 1 ⑤(5)】
○ネットリテラシーの向上【再掲 1 ④(3)】	

2 群馬の教育を推進する基盤となる重点政策

④ 学びの充実に向けた様々な主体による連携・協働の推進

趣旨

学びを学校だけで完結させず、「家庭」・「学校」・「地域」・「行政機関」・「民間団体・企業」等の連携・協働により、学校教育・社会教育が相互に関わりを持ちながら、自己実現や持続可能な地域コミュニティの基盤となる生涯にわたる学びを広げていく。

取り巻く環境

前提・背景等

- ・学校運営に保護者や地域住民が一定の権限をもって参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の設置が平成29年(2017年)の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により努力義務化され、取組が広まりつつあります。
- ・学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で子どもたちの成長を支えるために、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動（地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動）を一体的に推進することが求められています。
- ・令和2年(2020年)9月に国が発出した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、義務教育の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象として、令和5年度(2023年度)以降の休日の部活動の段階的な地域移行についての考え方が示されました。
- ・市町村等により、学校部活動の移行先である地域クラブ活動や地域指導者等の状況が異なることから、県内における地域連携及び地域クラブ活動への移行の進捗状況には差があります。
- ・令和5年(2023年)3月に国が発出した「今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点項目）について」において、ウェルビーイングの実現に向け、一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する「地域の学びと実践のプラットフォーム」としての役割を、社会教育人材・施設が連携して担うことが示されています。

計画策定期点（令和5年度(2023年度)）の取組

- ・地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い「地域学校協働活動」を促進する取組を推進しています。
- ・本県の地域学校協働本部（地域学校協働活動を推進する体制）の整備率は49.8%、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）等は214人です。また、本県の小中学校におけるコミュニティ・スクールの導入率は、35.4%となっています。
- ・令和5年(2023年)7月に群馬県教育委員会と群馬県地域創生部で「学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた推進計画」を策定し、国の動向に合わせ、令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)における各地域の実状に応じた取組を推進しています。
- ・学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業（試験的な取組）を4市町村等で進めています。
- ・社会教育主事や社会教育委員等を対象とした各種研修会を開催し、オンライン等を活用した講演や事例発表、研究協議等を通して、今後期待される社会教育の役割や県内外の先進事例から効果的に学習する機会を設定することで、社会教育の中核となる人材の資質能力の向上につなげています。

主なテーマ

(1) 「地域とともにある学校」・「学校とともにある地域づくり」に向けた取組の充実

「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識のもと、住民・企業等を含めた地域全体で教育活動を行い、学びの広がりを目指すとともに、社会教育の間口を広げ、地域コミュニティの活性化につなげます。

具体的な施策

[コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進]

- ・地域差に対応しつつも、学校・家庭・地域の連携・協働体制を組織的・継続的に構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について理解を深めていきます。
- ・県立学校においてコミュニティ・スクールのモデル校を指定し、学校運営協議会の在り方や効果的な運営方法等について検討していきます。
- ・地域学校協働活動の推進においては、地域による学校への「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく「連携・協働」という双方向の活動へと発展させるため、学校、PTA、地域住民や団体等関係者の理解を深めていきます。
- ・学校と地域の連絡調整や、地域で行われている各種活動のコーディネートを行う地域学校協働活動推進員等の設置や人材の育成に取り組みます。

[部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備]

- ・県総括コーディネーターを配置し、担当者と県内全ての市町村を訪問するとともに、市町村や関係団体等の要望に基づき県総括コーディネーターを派遣するなど、各地域の実状に応じた助言や支援を行います。
- ・学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を推進し、取組事例や成果をまとめて広めるとともに、県外の先進地域の取組等の情報も提供していきます。
- ・県内全ての公立中学校等で、休日の学校部活動の段階的な地域クラブ活動への移行に向けた取組を進めます。
- ・高等学校の文化部活動についても、専門性や資質を有する指導者や活動場所の確保、受け皿となる文化芸術団体等の整備充実等の課題について研究していきます。

[家庭教育支援の充実]

- ・家庭の教育力の向上のため、市町村や学校、PTA 等と連携し、保護者の学習機会を提供します。
- ・各地域において、住民や専門家、NPO 等により構成され、子育て・家庭教育に関する相談への対応や学習機会の提供等を保護者目線で行う家庭教育支援チームの結成・活動を支援します。また、家庭教育支援チームを含む関係団体や PTA、行政関係者の相互の連携を促進し、社会全体で家庭教育支援を行う体制を整備します。

主なテーマ

(2) 生涯学習・社会教育を推進する環境整備

自己実現や持続可能な地域コミュニティの基盤の強化に向けた生涯学習・社会教育を担う人の育成や社会教育施設の有効活用等を通じて、地域における社会教育活動と人生 100 年時代の学びを支えます。

具体的な施策

[地域の学びを支える人材の養成・活躍機会の充実]

- ・社会教育関係職員を対象とした各種研修において、収集とオンラインを併用するなど、研修の方法及び内容の更なる充実を図ります。
- ・社会教育主事や社会教育委員等の社会教育関係職員、更には、学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりに中核的な役割を果たす専門人材である社会教育士に関して、その役割の重要性を発信し、活躍機会の充実を図ることで、地域における社会教育活動を一層推進します。

[学校や地域における多様な学びのハブとなる場づくり]

- ・ウェルビーイングの実現に向けて、生涯にわたって多様な学びの実現が図れるよう、学校教育と各社会教育の機能を結びつけるような新たなハブ機能の構築に向けた検討を進めます。

[社会教育分野のデジタル活用推進]

- ・デジタルリソース（電子書籍サービス、貴重資料のデジタル化等）を充実させ、いつでも、誰でも、どこでも利用可能な非来館型サービスの強化につなげます。
- ・家庭用AV機器やWebページ等で手軽に視聴できるようにしたものを将来世代にわたって視聴用や研究資料として有効活用できるよう、活用方法の検討や活用のための周知を行っていきます。

[読書活動の充実と県立図書館の機能強化]

- ・県立図書館を中心に、図書館横断検索の運営、学校貸出しや相互貸借の取組等により、読書しやすい環境づくりを推進します。
- ・県内の公共図書館・図書室、大学図書館、学校図書館のネットワーク化を推進するとともに、県内公共図書館職員の資質向上及び図書館サービスの向上を図ります。

関連施策

○デジタルクリエイティブ産業創出を見据えた人材育成	○社会教育施設の有効活用
○探究的な学習の充実【再掲1①(1)】	○キャリア教育の推進【再掲1①(3)】
○遊びを通して主体性を育む幼児期にふさわしい教育の推進【再掲1①(1)】	○職業教育の推進【再掲1①(3)】



2 群馬の教育を推進する基盤となる重点政策

⑤ 全ての子どもの学びを支援する取組の充実

趣旨

全ての子どもの可能性を最大限に伸ばす教育を目指し、教育費負担の軽減を図りつつ、個別の課題を抱える子どもに対して、「教育」と「福祉」・「保健」・「医療」・「司法」・「地域」・「民間団体・企業」等の連携により、年齢や背景の多様性等に応じた支援を行う。

取り巻く環境

前提・背景等

- ・令和3年度(2021年度)の県内における要保護及び準要保護児童生徒数（就学援助対象者数）は、約1万2千人おり、県内公立小中学校全児童生徒数のうち、約8.7%を占めています。
- ・文部科学省の「令和3年度子供の学習費調査」によると、平成22年度(2010年度)と比べ、全国の公立・私立高等学校の学習費は公立高等学校は約37万円の増、私立高等学校は約40万円の増となり、昨今の物価高に加え、家計の大きな負担になっています。
- ・令和4年度(2022年度)の全国における不登校児童生徒数は約29万9千人（過去最多）、うち学校内外で相談を受けていない児童生徒数が約11万4千人（過去最多）となるなど、不登校を巡る問題は深刻化しつつあります。本県でも、小・中・高いいずれの学校種においても不登校児童生徒は増加傾向にあり、学校生活等における悩みを抱える子どもの支援や、不登校となっている子どもが社会と関わりをもつことができる機会の保障等が求められています。
- ・ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行なっている子ども）について、令和4年度(2022年度)の実態調査では「世話をしている家族がいる」と回答した児童生徒は、小学6年生で5.7%、中学2年生で3.7%、高校2年生で2.9%となっており、群馬県内にも一定数のヤングケアラーがいることがわかっています。

計画策定期点（令和5年度(2023年度)）の取組

- ・義務教育段階における就学援助については、市町村に対して、制度の趣旨に沿った援助の実施について働きかけています。
- ・家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料相当額を支給する高等学校等就学支援金や授業料以外の教育費負担を軽減する高校生等奨学給付金により支援しています。
- ・学校、市町村教育委員会、教育支援センター、民間施設、関係機関等とのネットワークを構築し、不登校児童生徒等への支援の充実を図っています。
- ・教育相談主任を対象とした協議会等において、生活アンケート等による実態把握や教職員の研修について繰り返し指示・伝達を行っています。あわせてスクールソーシャルワーカーの活用や外部機関との連携も促進しています。
- ・不登校児童生徒等の社会的自立に向けて必要な力を培うために、オンライン不登校支援事業を推進しています。
- ・不登校のまま中学校を卒業後、又は高等学校を中退後、引きこもり状況に陥っているなど、通常の支援だけでは不十分な者や保護者に対し、訪問支援を行っています。
- ・ヤングケアラー支援について、各学校では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含む教職員が連携して早期の発見や支援につなげられるような体制づくりを推進しています。

・群馬県は、令和5年(2023年)6月からヤングケアラー支援コーディネーターを配置し、ヤングケアラー支援専用の相談窓口を設置しています。窓口では、ヤングケアラー本人からの相談だけでなく、周囲にいる関係者や地域住民等からの相談も受け付けるなど、様々な見守りの目の中で支援を行っています。

主なテーマ

(1) 教育に係る経済的支援

授業料やその他の教育に係る経費の負担を軽減し、経済的理由により就学の機会が失われないよう、児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を整備します。

具体的な施策

[児童生徒に対する教育費負担の軽減]

- ・義務教育段階における就学援助については、市町村に対して、制度の趣旨に沿った援助の実施について働きかけています。
- ・保護者等が所得等の要件を満たす世帯の高校生に対して、授業料と同額の高等学校等就学支援金を支給し、授業料負担の軽減を図ります。
- ・高校生がいる低所得世帯を対象に高校生等奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担の軽減を図ります。
- ・生徒や保護者が制度を正しく理解し、支給を必要とする人が漏れなく制度を活用できるよう周知を図ります。

主なテーマ

(2) 不登校児童生徒等への支援の充実

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や、状況に応じてフリースクール等の民間団体等と連携を図り、子どもたちが「社会とのつながり」を持つことができるよう、一人一人に寄り添った支援を行います。

具体的な施策

[専門家・関係機関等と連携した教育相談・支援体制の充実]

- ・いじめ、不登校、虐待、ヤングケアラー等、解決困難な課題に対し、関係機関等と連携しケース会議を開くなどしながら、専門家の意見を参考にして対応策を検討し、課題解決を図ります。
- ・多岐にわたる不登校の原因・背景を踏まえ、スクールカウンセラー等による適切なアセスメントを行い、関係機関とも連携・協働しながら個々の生徒に応じた具体的な支援を展開します。
- ・校内支援センターの充実や、特別の教育課程を編成して教育を実施する「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）の各自治体等における設置に向けて検討を行い、不登校児童生徒の実態に配慮した支援の充実を図ります。
- ・民間フリースクールの安定的・継続的な運営を確保するため、財政的支援や専門人材による経営・施設運営に関するアドバイス等を行うことにより、各フリースクールにおける経営基盤の強化を図ります。
- ・不登校等の悩みを抱える青少年やその保護者を対象に、相談活動や職場体験等の体験活動を通じて自立を支援する青少年自立・再学習支援事業を、学校や関係機関と連携して実施します。
- ・子ども教育相談室において、乳幼児から高校生までの子ども、保護者、学校・園教職員等を対象に、教育や子育てに関する電話相談・来所相談・訪問相談に応じ、相談者が直面する問題の解決を図ります。

主なテーマ

(3) 様々な背景要因により本来持つしなやかさや力強さを發揮しづらい子どもに対する支援

様々な背景要因により、社会生活を円滑に営むうえで困難さを有する児童生徒について、専門機関等と連携を図りながら、状況に応じた適切な支援を行います。

具体的な施策

[虐待やいじめ事案等における迅速な連携]

- ・学校、市町村、保健福祉事務所、児童相談所等の関係機関が緊密に連携を図り、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づいた迅速かつ組織的な対応を徹底していきます。
- ・児童生徒の変化にいち早く気付くことができるよう、児童虐待に関する教職員の意識を高め、知見を深める校内研修等を実施するなどし、迅速な支援に当たる校内体制の整備を図ります。
- ・児童生徒が気軽に相談ができるよう、校内の教育相談体制の充実を図るとともに、学校外の相談窓口の周知についても一層の充実を図ります。
- ・子ども教育相談室における電話・来所・訪問相談、LINE 相談窓口「ぐんまこども・子育て相談」や、24時間年中無休の電話相談窓口「こどもホットライン 24」により、児童生徒から虐待やいじめをはじめとする様々な相談を受け付けるとともに、教育機関等の関係機関との連携により、虐待・いじめ等の早期発見・早期対応に努めます。

[ヤングケアラーの支援]

- ・日頃から児童生徒の様子の把握に努め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ヤングケアラーコーディネーターをはじめ、学校と福祉部局等が迅速に連携して支援にあたります。
- ・各学校では、早期発見や早期対応に向けて、全教職員で校内研修等を通じ、ヤングケアラーに関する理解の促進を図ります。
- ・全校生徒を対象とした各校での生活アンケート等について、ヤングケアラーを早期に発見するための質問を設け、継続的に状況の把握と対応を行います。
- ・ヤングケアラー支援コーディネーターの周知を図るとともに、コーディネーターが相談を受けた際には、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者等が連携を図り、支援を行います。

関連施策

○就（修）学支援の充実	○夜間中学における教育の充実 【再掲 2 ③関連施策】
○外国人児童生徒の教育の充実【再掲 1 ②(3)】	○子どもの貧困対策の推進
○非行及び犯罪被害防止	○自殺予防教育の充実【再掲 1 ④関連施策】
○県立高等学校定時制課程の質の確保 【再掲 2 ③関連施策】	